

『中小企業と銀行取引 57』

要注意・要管理債権と引当率 (混迷する引当金議論)

最近のことであるが、銀行の人から慮外なことを聞いた。ある会社の返済条件緩和(返済額の返済能力範囲内への減額)をお願いした所、その銀行員の顔に明らかに「困った」という表情が表れた。「だって、保証協会扱いだから問題ないでしょう」と云う私に、「もちろんそれはそうですが、リスク(返済条件緩和)をすると要管理債権になり、引当金を原則15%積まなければならなくなるのです」と云う。「協会扱いでも積まなければならないの」と確認すると、「破綻懸念先になると、無担保部分に対して70%の引当を積むのですが、その前段階の要管理先には担保・保証の有る無しに関らず貸出金額に対して引当金を積むのです」と云う。

銀行員がリスク申し出に困惑の表情を浮かべた裏には、それを受ければ銀行に追加の引当費用が大幅に増えてしまうという事情があったのだ。

ここで改めて、債務者分類と貸倒引当金との関係を一覧表にしてみた。下表は全ての銀行がそうしているという意味ではなく、標準的銀行の基準と思っただきたい。

	引当率	引当対象債権
正常先	1%以下	全貸出債権
要注意先	3~5%	〃
要管理先	15%	〃
破綻懸念先	70%	無担保債権
実質破綻先	100%	無担保債権

ここで問題になるのは、要注意先と要管理先の引当率の違いである。要管理先と破綻懸念先の引当率は金融庁のガイドラインで原則的に15%、70%と示されているが、要注意先は銀行によってかなりバラツキがあると云われている。つまりは、貸出金回収のリスクに応じた引当金を積んでいないのではないかという批判が根強い。銀行はそうした批判に対して、要注意先に対する引当率を上げることは要注意先への貸出を難しくすると考え難色を示している。

それはそうだ。要注意先に平均10%の引当を積まなければならないとしたら、銀行は要注意先に融資する意欲が著しく低下する。受取る貸出金

利は年2~4%、それに対して用意しなければならない費用(引当)が10%では採算上割りに合わない。貸出を増やせば増やすほど負担が増える。だから要注意先への引当率を上げることに躊躇するのは銀行として自然なことだ。

事実、15%の引当が要求される要管理先に区分されると追加融資を受けることが実質的に困難となる。引当率引上げは、要注意先への融資を遮断することに繋がりがかねない。

金融庁のデータによると、今年3月末で日本の民間金融機関に、総額約110兆円の要注意債権がある。この要注意債権の中で、貸出条件を緩和したもののや3ヶ月以上延滞しているものは要管理債権として別途管理することが求められている(通常、要管理債権以下を不良債権と呼んでいる)。それが金額にして13兆円余りある。従って、引当率が4%程度の要注意債権は差引97兆円ということになる。1%引当金を積み増せば、それだけで金融機関全体で1兆円近くの引当費用が発生することになる。6%で6兆円だ。この費用負担が大変なのである。

昨年破綻したそごうもそうであったが、過日経営破綻したマイカルも殆どの銀行が要注意先に区分していたという。不良債権には入っていない要注意先が、要管理先や破綻懸念先を飛び越えて経営破綻に陥る。これが現時点における日本の銀行と企業の関係である。

要注意先マイカルが破綻した結果、メインのみならずグループを始め多くの金融機関が大きな打撃を受けた。3~5%程度の引当金しか積んでいなかったのだから仕方ないが、この現実日本の金融機関がいかに脆弱な基盤の上に成り立っているかを改めて認識させるものだった。

要注意先や要管理先に対する引当金をどうするか。そんな議論が再び沸騰し始めている。もちろん金融界は慎重姿勢だ。そんなことをしたら融資が事実上ストップすると警告する。一方、市場は銀行の引当不足を見透かして攻撃をしかける。財界も銀行や不振業界に冷淡になっている。その間にあって金融庁の足元もふらつき始めているように見える。

どうすれば良いのか。答えは疾うに出ているのだが誰もそれを実行出来ない。「百年じっと河清を待つ」とはこのことか。